

# 地域型保育事業について

## 1. 地域型保育事業のコンセプト

 **地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供する。**

- ◆大都市部の待機児童対策など、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- ◆多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供

## 2. 地域型保育事業の位置付けについて

○家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業は、児童福祉法において児童福祉施設(第7条)として位置づけられる認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられる。

## 3. 各事業の特徴（国が示す基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事を子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6～19人	様々な規模	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	賃貸物件を活用するなど、様々なスペース	事業所、その他様々なスペース	利用する保護者の居宅